

泉佐健介第1520号
令和 5年 3月 1日

事業所各位

泉佐野市健康福祉部介護保険課長

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて（通知）

平素より、本市の介護保険事業の運営にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市の軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務について、現状に即して内容の見直しを行いましたので通知します。

本通知により、下記のとおり取扱い頂きますようお願いいたします。尚、平成19年4月5日泉佐健介第65号については、本通知をもって廃止します。

記

1 基本的な取扱い

「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて」のとおり

令和5年3月1日付け 市のホームページに掲載。

「介護保険課のリンクの軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて」からダウンロードできます。

(<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kaigo/menu/10666.html>)

2 適用開始日 令和5年4月1日 申請分から

3 その他

指定（介護予防）福祉用具貸与理由書及び添付書類については、令和5年3月中は、新旧書式どちらでも受付します。令和5年4月3日以降は、必ず新書式等で申請してください。

問い合わせ先

〒598-8550

泉佐野市市場東1丁目1番1号

電話 072-463-1212（内線 2169）

泉佐野市役所健康福祉部介護保険課

認定給付係 担当 西・川端